

I. 事業の概要

1. 研究所の目的と業務

(1) 目的

独立行政法人電子航法研究所（以下「研究所」という。）は、電子航法（電子技術を利用した航法をいう。以下同じ。）に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。

(2) 業務の範囲

研究所は前項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 三 電子航法に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2. 法人の沿革等

(1) 沿革

昭和 36 年 4 月	運輸技術研究所航空部に電子航法研究室設置。
昭和 38 年 4 月	運輸技術研究所改組、船舶技術研究所電子航法部となる。
昭和 42 年 7 月	電子航法研究所設立。 総務課、企画調査室、電子航法部、衛星航法部を設置。
昭和 45 年 4 月	電子航法部を廃止、電子航法開発部と電子航法評価部を設置。
昭和 47 年 5 月	企画調査室を廃止、研究企画官を設置。
昭和 51 年 5 月	空港整備特別会計を導入。
昭和 51 年 10 月	岩沼市に岩沼分室を設置。
昭和 53 年 10 月	航空施設部を設置。
平成 13 年 1 月	中央省庁等改革により、国土交通省電子航法研究所となる。
平成 13 年 4 月	独立行政法人電子航法研究所設立。 総務課に企画室を設置。
平成 14 年 4 月	航空施設部、電子航法評価部、衛星航法部を航空システム部、 管制システム部、衛星技術部に名称変更。 研究室を廃止し、研究グループを編成。
平成 18 年 4 月	研究企画統括を設置。企画室を廃止し、企画課を設置。 4 研究部制（電子航法開発部、航空システム部、管制システム部、衛星 技術部）を廃止し、3 領域制（航空交通管理領域、通信・航法・ 監視領域、機上等技術領域）を導入。

(2) 根拠法令

独立行政法人電子航法研究所法（平成11年法律第210号）

(3) 主務官庁及び主務大臣

主務官庁：国土交通省

主務大臣：国土交通大臣

3. 所在地

(1) 本所

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町7丁目42番地23

(2) 分室

〒989-2421 宮城県岩沼市下野郷字北長沼4

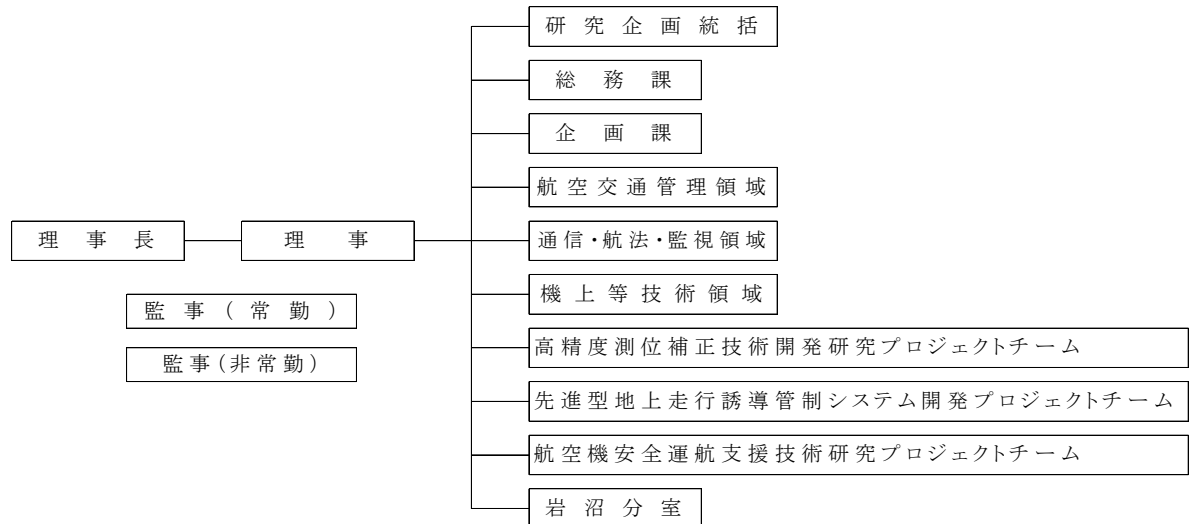
4. 資本金

政府出資金 一般勘定：3,282,822,581円

空港整備勘定：975,589,971円

Ⅱ. 組織・人員

1. 組織図



2. 役員

(1) 定数

理事長 1 人，理事 1 人，監事 2 人

(2) 氏名，役職，任期及び経歴

役 職	氏 名	任 期	前（現） 職
理事長	平澤 愛祥	H17. 4. 1～H19. 3. 31	エアーニッポン（株）常勤顧問
理事	北 幸雄	H17. 4. 1～H19. 3. 31	国土交通省航空局監理部総務課首席安全・危機管理監察官
監事	岩本 一夫	H17. 4. 1～H19. 3. 31	全日本空輸（株）総合安全推進室安全推進部主席部員
監事（非常勤）	鈴木 清	H17. 4. 1～H19. 3. 31	公認会計士（現職）

3. 職員（平成 19 年 3 月 31 日現在）

事務職 15 人，研究職 45 人

Ⅲ. 事業の実施状況

1. 事業の実施状況

平成 18 年度における電子航法研究所の事業の実施状況は、次のとおりである。

(1) 重点研究

- ①空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発 …………… 4 件
- ②混雑空港の容量拡大に関する研究開発 …………… 3 件
- ③予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発 …… 5 件

(2) 基盤的研究

平成 18 年度は基盤的研究を 18 件実施した。

(3) 受託業務

平成 18 年度は受託業務を 19 件実施した。

2. 借入金

事業運営に必要な資金は国からの運営費交付金で賄われているため、長期、短期ともに該当なし。

3. 補助金等の名称

運営費交付金	1,687,115,000 円
施設整備費補助金	44,119,900 円

Ⅳ. 研究所の出資先の会社等に関する事項

該当なし

Ⅴ. 研究所の関連公益法人に関する事項

該当なし